

平成29年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第10日（平成29年 6月21日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案の委員会付託

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 甲藤 眞 君 | 2番 | 田中 耕之郎 君 |
| 3番 | 細川 博史 君 | 4番 | 前田 晃 君 |
| 5番 | 浅尾 公厚 君 | 6番 | 森 一美 君 |
| 7番 | 小川 豊治 君 | 8番 | 西原 強志 君 |
| 9番 | 永野 裕夫 君 | 11番 | 仲田 強 君 |
| 12番 | 武藤 清 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

10番 岡崎 宣男 君

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長 | 前田 利実 君 | 主幹 | 中山 剛 君 |
| 主事 | 浅井 千晶 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 市長 | 泥谷 光信 君 | 副市長 | 磯脇 堂三 君 |
|----|---------|-----|---------|

|                     |         |                              |         |
|---------------------|---------|------------------------------|---------|
| 会計管理者兼<br>会計課長      | 横山 周次 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員心得           | 中山 優 君  |
| 企画財政課長              | 横山 英幸 君 | 総務課長                         | 野村 仁美 君 |
| 危機管理課長              | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長                        | 上原 由隆 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長       | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                       | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長              | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                      | 中津 恵子 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長   | 田村 善和 君 | まちづくり対策課長                    | 早川 聡 君  |
| 観光商工課長              | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長         | 二宮 眞弓 君 |
| 水道課長                | 楠目 生 君  | じんけん課長                       | 小松 高志 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 山本 弘子 君 | 収納推進課長                       | 田村 光浩 君 |
| 教 育 長               | 弘田 浩三 君 | 学 校 教 育 課 長                  | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長              | 弘田 条 君  | 教育センター所長兼<br>少年補導センター<br>所 長 | 亀谷 幸則 君 |
| 選挙管理委員会<br>事務局 長    | 沖 比呂志 君 | 監査委員事務局長                     | 文野 喜文 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成29年土佐清水市議会定例会6月会議第10日目の会議を開きます。

この際、本日の欠席者についてご報告いたします。

10番岡崎宣男君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎発言席）

○2番（田中耕之郎君） おはようございます。清友会の田中耕之郎です。

泥谷市長、2期目のご当選、まことにおめでとうございませう。皆様から多くの期待をされて本当に責任重大と思ひます。1期目も本当にさまざまなことに対して全力で取り組んでいただき、本市を一步でも明るいまちにするために頑張っていたいただきました。2期目も引き続き1期

目以上にこの土佐清水を輝ける土佐清水にしていただければと思いますので、どうかよろしく
お願いいたします。

また、補選の市議会選挙で甲藤議員が当選され、新しく我々の仲間となり、甲藤議員はこれ
までも教育を含めさまざまな分野で活躍してきた方なので、その、これまで培ってきたものを
教えていただきながら本市の発展のため一緒に切磋琢磨できればと思っていますので、どうか
よろしくお願い申し上げます。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

初めに防災対策についてであります。泥谷市政の2期目がスタートし、1期目には市民の命
を守るため本市の課題であった防災のハード整備をスピード感をもって取り組んでいただきま
した。一定の整備の完了、また見通しがつき、災害に強いまちに前進いたしました。また市長
の提案理由説明でも、今後防災拠点施設の活用や自主防災組織の充実強化を一層進めていくと
心強い説明がございました。今回の一般質問では防災のソフト面について質問してまいります。

最大級の地震津波が来た場合、本市は壊滅的なダメージを負い、行政機能も当然麻痺してし
まいます。被災者を公共施設で全て受け入れることにも限界もあり、今ある施設を活用しなが
ら最大限の活動をしなければなりません。もちろん避難施設をたくさんつくれば解決できるか
もしれませんが、財源的にも、またランニングコストもかかり、それこそ財政破綻をしてしま
います。熱心に自主防災活動をされている方は、行政などは当てにせず自分たちで可能な限り
防災対策をしようと努力しております。市民一人一人が防災意識を高め、行政主導ではなく市
民主導で防災活動を活発に行えてこそ、災害に強いまちになると思います。現在の自主防災活
動について、危機管理課長に活動についてお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

田中議員も十分に認識されていることですが、自主防災組織は大規模災害時に公助の支援が
行き届かない部分を住民が共助で取り組んで支え合い協力することで大規模災害を乗り越える
ために必要な組織でございます。本市でも56の自主防災組織が結成され、それぞれの地域で
地域の実情に合わせた活動を行っており、市も平成25年度より2分の1の県補助を活用した
自主防災組織育成強化学業費補助金を交付し、防災訓練や災害対応用の資機材の購入、自主防
災みずからが行う避難道等の避難空間整備の支援を行っているところです。年々この補助を活
用する組織がふえてきており、自主防災活動は全体的には活性化してきていると考えておりま
す。しかしまだ活発的な活動が行われていない自主防災組織もありますので、今年度はそれら

の組織に個別にアプローチを行い、育成強化に努め、市全体の活性化につながるよう取り組んでまいります。

また、この自主防災組織とは別の動きでございますが、県内で高知市、南国市、四万十市で日本防災士機構の防災士資格を有した方が、自己の防災スキルの向上や地域防災の一助となることを目的として自主的に協議会を結成し活動を行っております。本市においてもこのような取り組みを行いたいとの声が防災士の一部の方より上がっておりますので、現在当課より市内の防災士資格を有している皆様方の意向調査を行っているところであります。結果を見まして組織化の意向が多ければ早期の組織化に向けて協力を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。ぜひ組織活動の強化につながるようお願いいたします。また、防災士の組織化ができれば、先ほどもお話ありましたが、課長のほうからも、自主防災組織の活動として各地域にも行けて、その防災士の方が培った防災対策についてレクチャーすることもできますので、活動支援にもつながると思いますので、ぜひよろしくようお願いいたします。

続いて災害時の地域間での連携についてであります。津波の被害を受けるエリアと受けないエリアでは防災の取り組む内容も変わります。既に申し上げたように公共施設だけでは全ての避難者を受け入れることは困難であると思います。ですので津波の被害を受けない地区では避難者の受け入れといった部分もしっかり議論していく必要があると考えます。地域の横のつながりを強化することで避難施設が十分でない地区の不安も解消されるのではないのでしょうか。災害時の地域間での連携について危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

平成28年1月に完成した下川口地区防災拠点施設は下川口地区全体の二次避難所として避難者の受け入れを行う役割も持っており、施設整備と並行いたしまして下川口地区全体で月1回ペースで話し合い、運営マニュアルの検討・策定を行い、津波浸水区域外であります宗呂上・下地区は沿岸部の浸水域にある集落の避難者を受け入れる態勢を整えております。また、中浜地区では同地区内の浸水域内に住んでいる住民を浸水域外にある高台の住民が率先的に受け入れや手伝いを行うなどといった地域でルールづくりをしているとお聞きしております。しかしながら、他地域では地区単位での取り組みにとどまっており、地域間連携はまだまだ不十

分であると認識しております。当課といたしましては、災害時に近隣地区住民同士がいかに支え合い協力していくかをあらかじめ決めておくことはいざというときに有効な手段でありますので、今後、順次各避難所の運営マニュアルを整えていく中で、下川口地区での取り組みを参考に地域間の連携強化を図ってまいりたいと考えております。加えまして、本市の二次避難所は浸水域外にある耐震性を有する公的施設を指定しており、どうしても市街地周辺に集中しております。半島、市街地以外の3地区には防災拠点施設以外には該当する施設がないことより、最大級の災害が発生し、多数の避難者が生じた場合には、自分の居住地域以外の避難所に避難せざるを得ない状況も発生することも想定されますので、市全体でそういう事態が発生した場合の助け合い・譲り合いの精神を醸成しておく必要があることより、広報紙等でその周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） 地域間連携がまだまだ不十分という認識を持っていただいている中で、下川口地区や中浜地区もありますので、こういった活動がさらに広がることを願っております。危機管理課の皆様には災害関連で多岐にわたる業務がありますが、皆様の活動が市民の命を守ることに直結してまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、学校現場における防災対策についてお伺いいたします。

本市でも防災教育が活発になってきておりますが、学校における防災対策について学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） おはようございます。お答えいたします。

学校における防災対策といたしましては、学校施設の計画的な耐震化や防災グッズの整備とともに、平成24年度より学校防災アドバイザー派遣事業を導入し、毎年四、五校において高知大学等の防災に関する専門家を講師に、避難場所の確認や避難訓練、防災マニュアルなどについてご指導をいただいているところであります。また、平成25年度より高知県実践的防災教育推進事業を導入し、慶應義塾大学准教授大木聖子氏を講師に、25年度三崎小学校で、26年度は下川口小学校、27年度下ノ加江小学校、28年度下ノ加江小学校と清水中学校、そして今年度29年度は清水中学校において、児童生徒に対しては防災に関する知識や理解に関する授業や避難訓練など、また教職員等に対しましては研修会や公開授業、講演会などの防災教育を行っているところであります。特に今年度は、本市では初めての取り組みとなります。

高知県防災キャンプ推進事業の委託を受けまして、中浜小学校におきまして7月13日と14日の1泊2日の日程で、講師に高知大学防災推進センターから2名の准教授を迎え、地域や自主防災組織などと連携し、避難所運営や炊き出し訓練などを実施する計画であります。また、市長提案理由説明の中で詳しくご紹介がありましたNHK厚生文化事業団による全国防災キャラバンの中で最初のモデル地区として土佐清水市を選んでいただき、6月5日に開催されました中高生で考える防災パネルディスカッションなどを通して、高校までの防災教育と地域の防災計画を融合させ、地域全体の防災力を高めることを目標に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） 防災教育の充実によって、現在の中学生は非常に防災意識も高いと聞いております。これも先ほどご説明ありました三崎小学校を含めさまざまな学校での防災教育というのが浸透して、それが中学校に上がってさらに成果を上げてきているのではないかと感じております。また、防災キャンプには私も参加させていただきますので、この場にいらっしゃる皆様方も可能であればぜひご参加していただき、本当に教育現場における防災教育のさらなる発展に協力していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

課長の答弁にもあったように、本市の防災教育は大変大切な取り組みです。本市で育つ生徒が適切な知識を蓄積し、いざというときに発揮できるようにしなければなりません。本市における防災教育方針について教育長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

土佐清水市教育委員会では土佐清水市教育振興基本計画に防災教育を含めた安全教育の推進を掲げ、先ほど学校教育課長が答弁いたしましたとおり、県教委と連携して防災教育を推進しているほかに、小中学校において高知県学校安全教育プログラムに基づき、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校という発達段階別に指導内容を定めております。例えて申し上げますと、小学校低学年では、地震から身を守る方法を考える、津波からの避難方法を考える、避難生活での不便さに気づき自分でできることを考えるなどとしており、高学年となりますと、津波避難の三原則、想定にとらわれない、最善を尽くす、率先して避難するなど、どこにいても1人でも津波からの避難方法を考える、災害時に活用できる情報を考える、南海地震に備え今からできることを考えようなどとしております。中学生では、地震津波発生メカニ

ズム及び南海地震の特徴や歴史について理解する、地震後に予想される二次災害について知り地震発生後の行動に役立てる、応急手当として心肺蘇生法や止血法の知識・方法について実習を通して理解する、災害後の地域や被災者を支える人々の働きを理解し、災害ボランティアの活動に参加協力できる共助の態度を育てるなどとなっております。土佐清水市は居住空間の多くが海辺にありますが、居住空間が高台にある地域など市民それぞれ違った生活空間があることから、学校における防災教育の推進は未来を担う児童生徒のみでなくその保護者や地域にも大きく影響を与えるものと確信しております。東日本大震災では想像をはるかに超えた大津波により児童生徒を含む多くの命が犠牲となったという教訓を踏まえ、土佐清水市教育委員会といたしましては高知県教育委員会等と連携して児童生徒等を1人も死なせないという決意で、今後も防災教育、安全管理に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

もう本当に小学校の低学年から段階別によりしっかりとカリキュラムが組まれているということがわかりました。また卒業するまでには必要な知識がつくということもわかりましたし、生徒の成長が、教育長も言われましたように市の防災強化にもつながっていくと思いますので、積極的な活動をまたよろしく願いいたします。

また、課長のほうからの答弁ありましたように、教職員の研修等もしっかりと行っていただいているということですので、本当に今の小学生も含め、物覚えも早くて、もしかすると先生よりも知っているよという子たちがこれからどんどん出てくるかもしれませんが、逆にそうになっていただきたいなと思っておりますので、学校現場における防災教育を引き続きよろしく願い申し上げます。

次の質問に移ります。水産業について質問してまいります。

初日に小川議員、岡崎議員からも質問がございましたので、現在の水揚げ状況につきまして皆様も承知しているところではございますが、例年どおりの水揚げができない状況に近年なっています。15年前に市場でメジカの水揚げのバイトをしていたときがございましたが、そのときはこの時期であれば3日4日続けて100t以上揚げることは珍しくなく、現在の状況になるとは予想できませんでした。さまざまな要因が重なりメジカの不漁が続いております。これからはとれるときにしっかりと原料を確保できる仕組みづくりをしていかなければなりません。原料の安定化に向け、現在進めています冷凍事業につきまして農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

昨年度の本市でのメジカの使用量を申しますと、約5,470 t、そのうち市外からはおよそ4分の1に当たる1,400 tを供給している状況ですが、市外・県外からの納入ルートを持たない節納屋は、メジカの不足から生産量の縮小を余儀なくされている現状もあります。一方で、ことは先ほど言われましたように異常な状況ではありますけれど、梅雨時期の豊漁時には節納屋は保管施設が整っていないことから、当分の必要量以上の購入はできない、また土佐食においても保管施設の不足から安定価格で購入する量にも限度があり、結果、魚価の低下を招くような現状です。本市には現在、冷凍保管施設は大岐にある1,000 tのものしかなく、先に述べましたような状況を招いております。今回計画しております2,000 t級の冷凍保管庫は魚価・漁業所得の低下を支え、地場産業である節納屋の安定した経営を守るなど、今後計画的に取り組むメジカ産業再生プロジェクトの一端を支える施設として位置づけております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） 2,000 t級の冷凍保管庫ができれば、年間を通じてばらつきのあ
る水揚げでも安定供給ができる環境を整えることが可能となり、漁師や納屋の安定化にもつな
がると思いますし、現在はかなり事務方レベルで県と国とこの件につきましてしっかりと協議
していただいているとお聞きしております。ぜひ本市の水産業安定化のために実現できるよう
にご努力していただきたいと思います。水産業の安定化のために冷凍事業をしっかりと私は進
めていくべきだと思いますし、一般質問初日にもお話がありましたように、漁がないという、
自然的なこともございますので、誰が悪いとかっていうことではございませんが、これについ
てしっかりと市として対策をとっていき、本市の水産業を守っていくということが本当に大切
だと思いますので、これこそ本当に攻めの姿勢が必要ではないかと思います。時間がたてばた
つほど状況が、この近年、水産業につきましては悪化してきておりますので、どうかその点も
含めよろしく願いいたします。この冷凍事業につきまして私はかなり重要だと思っておりますが、
市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 平成20年の大岐の1,000 tの冷凍施設の建設にもかかわってきま

した。ただ、冷蔵庫というのは、メジカ1種類ですと1,000tのこの箱に1,000t近いぐらいは保管できるんですが、ほかの魚とかほかの製品を入れたらデッドスペースができて、600tから700tしか保管できないというような状況です。ただ、当時もいろいろな賛否両論がありまして、ある議員から本当に私、担当といたしまして、その建設の是非それから運営方法について本当につかみ合いのけんかをするぐらいのやりとりもした経過があります。ただ、この冷凍保管施設というのは本当に、今、課長のほうも答弁したんですが、市内の伝統産業である宗田節を初めとするメジカ産業全体のこの課題の解決、これが図れると思っておりますし、安定した水産加工品の生産・流通・販売、また雇用の創造と市勢の発展に向けた取り組みとして、今のメジカ産業再生プロジェクト、これをスタートさせたところなんですが、その一端を担う施設として期待をしているところであります。節納屋を初めとする加工業者が周年安定して加工原魚を確保・供給できるシステムをしっかりと確立して、宗田節の増産と安定した雇用の場に寄与させたいというふうに考えております。この2,000tの施設については、まずメジカ産業再生プロジェクトの初めの事業として早期に関係機関と連携しながら建設をしたいというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。もうぜひ進めていただきたいと思います。

各納屋のほうでも冷凍庫を持ってないこともないんですけども、基本的には商品を保管したりとか、原料を大量にストックできるというようなのは本市にはもうないと思います。そういった意味で、室戸のほうから仕入れている方とかは室戸の冷凍庫とかを、地元のですね、活用しながら、原料がないときに室戸から仕入れて対応するとか、そういう対応しているっていうことも聞いております。それがこの本市にできて、ランニングコストといいますか、冷凍を、室戸からこっちに持ってくるにも運送費も要りますし、そういった点でも価格的にも業者にとってもメリットとなると思います。本当に釣れるときにしっかり釣っていただく環境というのは大切だと思いますので、本当にもう市長からの力強い決意を聞きましたので進めていただくと私は思っております。

次に、メジカ協議会への貸し付けについて、冷凍事業が実現できればこの必要性がより一層増してくると考えております。このメジカ需給調整対策協議会につきまして農林水産課長に説明を求めます。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

メジカ需給調整対策協議会の第1回会議を今月10日に開催したところです。その中でも先ほどおっしゃられた基金についての昨年度の実績も報告もさせていただきました。市としてはこの協議会に1年ごとに3,000万円を貸し付けておまして、原魚確保のために運用しております。当初は年末にメジカ漁があっても加工業者は作業工程の理由から25日以降は買い付けをしないことから、漁業者も出漁しない、出漁できないという現状がありましたので、この貸付金を活用して原魚を購入、冷凍保管でストックしておき翌年以降に加工業者が買い取る仕組みをつくる目的のものでした。運用する中で現在は、豊漁により魚価が下がり漁業者側が操業規制をかけるような状況になったときに一定の買い支えをする役目も果たしているところです。今後もこの貸付金をうまく活用し、通常豊漁となる6月、9月、そして年末の3回転しての活用を図り、先ほどご質問のありました冷凍保管庫とうまく活用していきたいと考えております。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） 冷凍事業が安定供給を行うためにも、先ほども申しましたが、まずさまざまな見直しが必要だと私は思っております。例えばこの貸付金の増額の検討も状況によってはしっかりと対応していかなければならないと思いますし、先ほど課長も少し触れましたが、メジカの漁があるときに漁師の規制と申しますか、沖の時間の制限とかさまざまな問題があると思います、現在でも。その規制緩和をしていただいて、漁師の方がしっかりと釣れるときにしっかりと行っていただけける環境、またそれをその市場で売るときには、安定的にその魚価が、値段が保てるように、この貸付金をフル活用しながら、また冷凍事業をしっかりと活用しながらやっていくことが、こういった原料がないときに悩む、どうしようどうしようとなることもないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本当に釣れるときにしっかりと沖に出ていただき、価格が下落しないようにしていただけたらと思ひますし、また加工業者や漁師の方々のコンセンサスもかなり必要となってくると思ひます。現在でもこの貸付金を踏まえ、この協議会でさまざまなお話しもされているということも聞いておりますし、なかなか、そうやねそうやねと両者の意見が合致するというのもなかなか難しく、その折り合いをつけるのがまた課長の手腕だと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。本当に本市の水産業にかかわる人たちが潤う仕組みづくりを進めていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

次に、アニサキス問題について農林水産課長にお伺ひいたします。

私個人は従来どおり生魚も食べますし、アニサキスを過度に気にすることはございませんが、報道等により本市の水産業にも影響が出てきていると聞きました。このアニサキス問題につき

まして農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

アニサキス問題につきましては、本年4月から5月にかけてテレビ報道を初めとして一部のマスコミがその発生状況について大きく取り上げられたことから、一部の取引先で清水サバの入荷を見送っているなどの報告も漁協より受けており、少なからず本市の水産業にも影響を及ぼしているところです。アニサキスが平成24年に厚生労働省が所管する食品衛生法施行規則の一部改正により食中毒の病因物質の種別に加えられ、保健所への届け出義務が強化されたことから、特に魚介類を生食で提供している店舗においては取り扱いに対応を強化しているところではありますが、年間を通じてアニサキスによる食中毒が発生しているということは事実であります。また、アニサキスの寄生が西日本ではサバ、アジ、イワシなどに比較的多いとされており、本市のブランドの魚である清水サバを初め沿岸海域で水揚げされる魚介類においても寄生する確率は低いと聞いております。厚生労働省の調査によりますと、過去、食中毒患者数に占めるアニサキスによる食中毒患者数については全体の約0.6%程度であります。警戒を呼びかけるマスコミ報道等には一定の理解はいたしますが、今回のように一部過熱した報道が及ぼす水産業への影響については、市としても国や県など関係機関と連携し対応を検討する必要があると考えておまして、去る18日に本市で開催されました農林水産大臣、水産庁長官との意見交換会でもこのアニサキスに関する対応についての要望を行ったところです。沿岸海域の魚介類へのアニサキスの寄生を直ちに防ぐということは大変困難ではありますが、水揚げされた魚介類の鮮度保持の徹底、出荷後は早期に内臓を取り除く、調理時には目視でよく確認するなどの対応により、アニサキス感染症のリスクを軽減させることが可能であります。山本農林水産大臣との意見交換会の席で水産庁長官より、水産庁のホームページにも啓発用の詳しいお知らせがあるのでそれを活用すればとのご意見もいただきました。今後、漁協などと連携し、さらに安全対策の普及・啓発には努めたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） 詳しく説明していただきましてありがとうございます。この食品衛生法の一部改正によって従来あったものが表面化してきたということで、また、この食中毒の患者数のご説明ありましたように全体の0.6%程度という、本当に件数でいうと少ないと思っております。日本は昔から生魚を食べる文化があり、当然大量発生したわけでもないアニサキスについては適切に処理することで食中毒は回避できることは皆さんに理解していただく必要

があると思います。消費者が誤解を招かぬよう啓発をお願いいたします。

また、このアニサキス問題が長期化して、既に本市の水産に関してもちょっと取引のほうが一且ストップという、かかっているところもあると聞いておりますが、より水産業に深刻な影響を与える事態となった場合は早急に本市独自の支援策もご検討していただけたらと思いますのでよろしくをお願いいたします。

次の質問に移ります。サメが与える影響についてであります。この問題につきましては議会でも何回も取り上げられておりますが、サメが与える影響はもちろん水産分野だけではございません。またそれを知っていただきまして今後の解決につながればと思っております。

まずは農林水産課長にサメが与える影響につきましてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

サメが立縄漁などに与える影響は非常に大きいと認識しております。さきに高知県が県下の被害額を推計されておりましたが、実際入港した漁業者の方からはまたサメに食われたとの声もあり、実際せつかく釣り上げながらサメにかまれ商品価値がなくなったサバも多く見かける状況です。立縄船主組合はもちろんのこと、漁協・市も早急な対応が必要と認識しておりますが、即解決するすべはなかなか見つかっていないのが現状です。先週、新規就業者支援制度を活用している研修生等との意見交換会を行いました。その中でもこのサメ被害について話をしたところですが、中には海のイメージの土佐清水らしくレジャーフィッシングとして売り出せないかななどの意見も出ていたところでした。サメの種類によっては絶滅危惧種に指定されているものも多い中で、一律の駆除というところは厳しいところもありますが、被害状況についても重く受けとめ、サメ被害対策に対しては強い思い、姿勢も持ってくださいしております高知県とも連携しながら、さらに具体的な対応策を図っていきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

次に、観光商工課長にこのサメの影響につきましてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 観光面でのサメの影響についてお答えいたします。

昨年黒潮町の海岸でサメと思われる生物にサーファーが被害に遭ったという事件がありました。また、本市でもサメの出現による海水浴客等に影響があったとする問題も報告をされてお

ります。観光客に対するサメの影響を考えますと、海水浴場を持つ夏型の観光地でありマリンスポーツが盛んな竜串地域で特に影響があるというふうに考えております。具体的には、直接的な被害も考えられますが、サメの出現や被害の情報が広がり、海水浴客、アクティビティの利用者へのイメージ悪化による客離れが起こることなどが懸念をされております。対策といたしましては、大岐浜では夏の間、水難事故防止対策協議会に監視業務をお願いしております。情報収集と注意喚起を行っております。竜串桜浜では監視員による注意喚起と、平成28年度から竜串観光振興会において防護ネットを購入し対策を講じております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） わかりました。

それでは最後に、学校教育課長にこのサメが与える影響についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

近年、土佐清水市沿岸や港などでサメの姿が認められた場合、学校教育課といたしましては、連絡があればその都度全小中学校へ海水浴等の注意喚起を行っているところであります。特に平成27年の夏には大浜漁港内でサメが発見され、中浜小学校では学校、保護者、地域等と協議の上、学校指定水泳場での遊泳を禁止し、学校プールでの利用に切りかえたところであります。また、昨年28年の夏には沿岸でのサメの発見を受け、サメの侵入防止策として事前に中ノ浜漁港内に漁網を張り、学校指定水泳場を制限して利用したところであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当に漁業のみならずさまざまな分野で影響が出る可能性があり、また出ています。本市は海の恵みを受け文化を形成してきましたが、サメの影響で危機的状況にもなりかねません。子供のころから海と山で遊び学び育つのが清水流だと思います。本当にこの、先ほどご説明していただいた以外にも、港で釣りをしててせっかく釣ったのをサメに食われたとか、潜って貝また魚を突こうとしたらその近くにサメがおったけんやめたとか、そういったお話も多く聞きます。こういった問題をしっかり解決していくことも、この海とともに生きるこの町としては重要だと思っております。この問題につきましてぜひ市長にかじ取りをしていただきたいと思います。

が、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ただいまの水産業、観光業そして教育現場からの視点での答弁がありました。サメが足摺岬沖の立縄漁や水産業に与える影響については、さきに高知県が試算した被害推計額を見ましても、漁業者を初めとした関係者にとって大変深刻な状況であると認識しております。また最近サメの発生場所が沖合のみにとどまらず、沿岸海域や漁港周辺までに及んでいるということであり、スキューバダイビングなどが盛んな竜串周辺の海域や、本市を初め近隣市町村の海水浴場への発生が確認できれば、これから本番を迎える夏の観光シーズンなどへの影響も多大なものになると考えております。サメ対策につきましてはさきの議会でも答弁したところでありますが、レッドリストに記載されるものも多く、一律の駆除については困難が伴いますが、サメが水産業や観光業に与える影響を考えますとこのまま放置できないことからして、効率的な捕獲方法や捕獲したサメの有効利用などについて関係機関と協議し早急に対応してまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ぜひよろしくお伺いいたします。

本当に子供に関しましても、中浜・大浜とネットを張っていただきましたが、近くにサメがいてそこで泳ぐっていうのも子供の心理からすると怖いですよね。やっぱりそういった不安も取り除いて、夏はしっかり海で気兼ねなく遊んでいただきたいと思っておりますし、市長が早急に対応を考えていただけるというご答弁もいただきましたので、重ねてお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

以前にもご提案しました浜の活力プランの見直しについて、高齢者支援と位置づける項目を要望しましたが、その後どのようなようになったのでしょうか。現役世代は多くは65歳以上なわけで、その方々によって本市の水産業が支えられています。プランの見直しにつきまして農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

漁業所得を上げるために必要な機器の導入に対する支援事業には、現在は年齢制限がないものもありますが、漁船の更新に対する事業等は55歳未満といった一定の制限があるのも事実であります。若い後継者を育成していくことも必要ですが、議員がおっしゃるように現在の漁

業者の方にも一生現役でいてもらえる後押し策も必要であると私も考えているところです。先ほども申し上げましたが、18日の日曜日に開催されました水産業に関する意見交換会でも機器の導入に対する支援事業の予算枠の拡大と対象となる経費の拡大を農林水産大臣、水産庁長官に要望したところです。また年齢制限の引き上げについても当日市長から直接要望されたところです。これらを含め漁業者が先を見据えた経営計画が立てられるような支援策を盛り込んだ浜の活力再生プランとなるよう、今年度見直しを図りたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

より本市の実情に合った浜の活力再生プランとなるようお願いを申し上げます。また本当にこの地方のこの水産業、この前意見交換をされたということで、地方のその声をしっかりと国に現状を伝えていただいて、財源がこの厳しい本市独自で、財源があつたらもうこれあれと要望の内容を吟味して実行すればいいんですけども、財源的にもなかなか懐事情が厳しい中で、やっぱり県と国と連携していく必要がありますので、引き続き事務方レベルでの、市長だけではなく事務方レベルでも県と国と常に協議ができる関係を築いていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは最後の質問に移ります。

市長の公約についてでございます。2期目に当選され新たな目標を設定し進み始めた泥谷市政、1期目の公約も93.8%でよかったと思うんですけども、達成率となっており、この実行力には本当に驚くばかりです。市長の市政運営が評価され、また2期目に1期目以上に期待されていることから私は当選されたと思っております。多くの公約がある中で今回は高校生までの医療費無料化とそして第2子保育料無料化についてお伺いしたいと思います。財源はしっかり確保できるのか、またいつごろ導入予定なのか、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先に農林水産課長から答弁ありましたが、浜の活力再生プラン、これ冷凍事業の活用にもこの水産庁の浜活のこの制度を使わせていただいて建設をするということをお願いをして、またそういう計画になっておりますので、そのところは一応報告をしておきたいと思っております。

さて、私の公約についての質問であります。今回も43項目にわたる細かい公約を掲げ、市民の皆さんに訴えをしてきたところであります。この43項目以外にも市民の皆様からの声を生かしながら、スタッフで積算しながら、可能な国の制度や方策も視野に入れながら公約とし

てまとめたものであります。その中の子育て・教育の充実、子供は宝、この中では今回、高校卒業までの医療費の無料化、そして第2子以降の保育料の無料化、この二つは大きな目玉として訴えをしてきております。財源についてであります、県内でも市ではまだ行っていない事業なんです、この医療費の無料化というのは、高校までの、約、財源が300万円、高校になればある程度お医者にかかることが余り少なくなることから試算すると、約300万円という試算をしております。現在中学校卒業までの無料化で約2,500万円を要しております。これは国保会計から繰り出しをしているものも含んでおりますが、それにプラス300万円ということで試算をしております。それから第2子以降の保育料の無料化、これは対象者約100人ということで積算をいたしまして、必要財源としては2,200万円ぐらい要るのではないかというふうに試算をしております。現在第2子は半額、第3子は無料、これをしている関係で約1,650万円要っているわけですが、これには先ほど試算した2,200万円プラスして、さきの医療費の無料化300万円プラスした新たに2,500万円の財源が必要になる、こういう計算であります、これについては財源としては清水第三土地区画整理事業、これがかなりもう補助金が少なくなりますし、足摺テルメの償還も終わります。それからふるさと納税の活用、こういったものを使いながら、ぜひ公約実現に向けて、時期ということですが、できるだけ早い時期を目指してこの公約実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君発言席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

全体で両方行くとすると2,500万円余りになると、またその財源につきましてもご説明していただきありがとうございます。私は、泥谷市長は引き続き未来への投資を積極的に行っていただきたいと思っております。次世代が活躍できる環境づくりというのが本市で一番欠けていた部分ではないかと思えます。そこにしっかりと市長は積極的にアプローチをかけ、今まで支援を受けることができなかつた子供に対しても積極的に行っていただいておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

これを持ちまして私の全部の一般質問を終わりたいと思っておりますが、水産業にかかわることも含め、本市にはさまざまな課題が多岐にわたりあります。泥谷市政2期目がスタートして、新しい目標を設定した中で、この課題が一つでも多く解決できるように願っておりますので、執行部の皆様のご協力をいただきながら議会としても議会機能を最大限に活用し、この本市の発展に寄与していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。

まずもって泥谷市長、再選まことにおめでとうございませう。ほとんどこの6,000票近い市民の皆さんの信任を受けての当選でありました。が、その反面3,000票以上もの泥谷市長に対する批判票があり、過去4年間の泥谷市政の成果を問われた選挙でもありました。そういう意味におきまして、相手候補には大変申しわけございませうが、政策論争での選挙戦ではなく、泥谷市長に対する、ほとんどが不信任票だというふうに私は受けとめております。しかしながらそれ以上におおよそダブルスコアの得票差で信任を受けたことは市民の皆さんの期待が大きいということでございませうので、これからも自信を持って市政運営に邁進をしていただきたいというふうに思ひます。どうかこれからも市民の皆さんの期待をしっかりと胸に刻み、4年間初心に戻り、市民生活のさらなる向上を目指して努力をしていただくよう期待をいたすところでございませう。

そして甲藤眞議員、土佐清水市議会へようこそ。これからは土佐清水市議会議員として市民の安心・安全のためにも頑張りませう。まことにおめでとうございませう。

それでは通告に従ひまして質問をさせていただきます。執行部の皆さんの的確な答弁を期待をいたすところでございませう。

今回私の質問は議会が行っております議会報告会の過去3年間にわたって私なりの市民の皆様からの意見について検証いたすわけでありませうが、皆様に確認をしていただきたいのは、議会報告会は市民の皆さんの要望・陳情を聞き、ともすれば御用聞きまがいの役目をする報告会ではなく、あくまでも現状での地域の悩み・問題を共有し、また議会での出来事、取り組みを発信することが目的であり、過去の報告会の意見も議会全体として執行部をただすものではないということが基本でありませう。がしかし、市民の皆さんの意見は意見として議会で精査し、各所管からの回答をさせていただきます、議会だよりに掲載をさせていただきます。ですから繰り返しませうが、議会報告会はあくまでも今の地域の現状や問題点、議会の取り組み、市民の皆さんとともに意識を共有するということが目的、それが議会報告会というふうに認識をいたしております。しかしその報告会で重要性のある案件については個人の見解、一議員として

の政策論争はその範疇でないというふうに考えておりますので、まずそのことを申し上げ質問を展開をさせていただきます。

それではまず初めに学校教育課長に質問をいたします。

28年の10月の下川口報告会での意見でございますが、四万十市学校給食センターの視察について、本市が開始するに当たって食材等に関して見えてきた課題は何か、学校教育課長の回答を再度お聞きをいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

平成30年度実施に向け取り組んでおります学校給食は、安全でおいしい食事の提供が大前提にあり、そのためにも地産地消の推進は食育の観点や地場産業の振興などの面からも必要であると考えております。しかしながら、毎日約820食、年間約200日配食することとなると、食材の安全性はもちろんのこと、安定確保や価格面など地場産食材の導入には多くの課題があると報告したところであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 給食の安全性はもちろん、安定確保、価格面での検討をどう考えてきたのか、それでは学校教育課長にお伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

学校給食での地元産食材の導入は、安全性や安定確保などの課題は多くありますが、食育の推進や地場産品を学ぶことによる郷土愛の醸成、地場産業の振興などにつながる非常に大切な事項と認識しております。そのため既に地元産食材を導入して学校給食を実施しております幡多管内の学校給食センターを訪問し、供給体制の構築状況や購入価格の設定、安全対策などについて情報収集を行い、新たに得た情報を本市学校給食にどのように生かせるか検討を重ねているところであります。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 無論答弁どおりだというふうに思いますが、この給食センターは本市

が初めて取り組む事業でございます、これは失敗は許されない、そういう施設でございます。今日までに給食センター実現のためにはこの学校給食検討委員会も何回も会合を重ね、やっと実現に向けた事業でございます。ですからしっかりと給食委員会等の意見を参考に、全てにおいてふぐあいのないセンターとして完成をすることを期待をいたしております。特に食育に關しましては最重要課題でございますので、子供の栄養管理については万全な管理を徹底していただくこと、また近年では食中毒やアレルギー対策など給食に対する安全性が特に指摘をされておりますので、徹底した衛生管理の行き届いた施設づくりを特に配慮をしていただきたい。そして来年の実施に向けてぜひいいものをつくって給食センターを開設していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたしておきます。

それでは、続きまして観光商工課にお伺いをいたします。

3点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず28年の4月、三崎地区の意見でございますが、竜串のジオパークとしての値打ちを三崎地区のほとんどの人が知らない、資料と広報活動を徹底的にやってほしい、ジオパーク認定されなかった場合も含め、ジオということの値打ち、教育的な意味、観光的な意味、それらを徹底して知らせていただきたいということでございましたが、そのときの回答をお教えいただけますか。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

竜串の地球科学的な価値は、国内的・世界的に見ても貴重な自然遺産であるということは、地域の誇り、自慢できるものであり、ジオパークの活動を通じて再認識してきたところです。認定の可否にかかわらず、この財産価値を発信し続けて、市民への周知、今後のジオパーク活動の発展に努めます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 結果出ておりました大変残念なことになっておるとは思いますが、ではこの再チャレンジも踏まえて、いま一度その抱負をお願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

ご承知のとおり今回の認定は見送りとなりましたが、現在取り組んでいますジオガイドの養

成、ジオカフェなどの地域とともに考える活動に加え、認定結果報告書で指摘された事項を検証し、外部の専門家の意見も取り入れたり、交流人口の拡大のための新たなコースづくりなどを行い、市民の皆様とともに活動を進めていくつもりであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 今議会では3番・6番議員からこれまでに詳しく質疑応答があったわけですので多くは問いませんが、報告会の28年の4月の意見にもあるように、市民への周知、市民の盛り上がりが少し希薄であったというふうに思います。ぜひもう一度その辺の対応を検証し、市民を今まで以上に巻き込んだ参加型のジオパーク構想も期待をいたしておりますし、またそうすべきだというふうに思っております。私も四国のジオパークには関係者スタッフとともに西予市、室戸市を訪問し一緒に勉強して、ジオパークとは何ぞやということ勉強した経緯がございます。大変ジオパークに対する思いは私は人一倍あるというふうに思っておりますので、ぜひいま一度頑張ってください、特にジオパーク推進室・酒井室長、これから気苦労は多いと思いますが、ぜひスタッフ一丸となっていま一度やり通していただきたいということに大きく期待をいたすところでございます。

続きまして、2点目は28年の4月の意見でございますが、公衆トイレの設置について、足摺岬公園線・松尾バイパス開通により市街地から足摺まで距離も時間も短縮されましたが、半島の西周りにトイレがないと、簡易トイレでも観光客やお遍路のために設置してほしいという意見がございました。そのときの回答、観光商工課長お願いします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

足摺岬・市街地間の西回りルートは松尾バイパスの開通に伴い距離・時間も大幅に短縮されました。この間の公衆トイレの問題は以前から問題提起はありますが、数や経費面から考え既存のもので対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） ではその後どういう対応をしてみいましたか。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

現在は大浜、中浜の区長場に協力をいただきまして、お遍路さんへの対応等は一定区長場等での対応ができていているというふうに思います。ただ、現状では夜間・休日等の対応という問題もありますので、今後よい方策があれば検討していきたいというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） そうですね。お魚センターから臼簗までトイレがないというふうに私は思っておりますが、特にこの歩き遍路の皆さんが大変トイレがないということできついなというふうに思っております。そんな中、中浜、大浜の地域の皆さんのご協力は大変うれしいなというふうに思っております。地元の皆様に感謝をいたしたいというふうに思うところでございます。課長、これからも知恵を出して、今問題提起されました夜間トイレや休日での施設のトイレの対応など、いろいろ問題は山積するというふうに思いますが、ぜひ工夫して、トイレ設置に余りお金が、費用がかからないようなそういうやり方、何かアイデアでの対応をこれからも期待をいたします。しかしこの案件については大変すばらしい対応をしていただいたということに感謝をいたすところでございます。

それでは3点目に観光商工課長にお伺いをいたしますが、観光面で客のニーズに合わせた観光振興を官民一体となって進めていくべき、市の取り組みが弱いのではないかというような意見が出ておりますが、その回答がどうであったか、その辺の回答よろしくお願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

現在、竜串地域で再開発が進められるなど地域を巻き込んだ取り組みが進められています。今後も官民一体となって観光客の誘致に取り組み、地域の活性化に努めます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） そういうお答えだったというふうに思っておりますが、それから随分日にちもたっておりますが。ではお聞きをいたしますが、地域を巻き込んだ観光誘致、地域の活性化ということですが、どのような対応をしておりますか。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

具体的には竜串地域の再開発につきましては、国立公園ビジターセンターを整備する環境省、海洋館を整備する高知県、爪白キャンプ場を整備する市とで頻繁に協議の場を持ちながら住民説明会を合同で行うなど協力体制を築いております。また、昨年度土佐清水市の観光マスタープランを策定いたしました。そこにも官民一体となった観光振興という理念は明記しておりますので、今後も市民を巻き込んだ観光振興策を進めていくつもりであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） まあまあざっくり理解はできましたが、これからのこの竜串観光再生プロジェクトという大きなプロジェクトがあるわけですが、その辺の充実、そしてまた残念でございましたがジオパーク構想、これはやっぱり再度何とか誘致をしていくと。そしてジョン万次郎のこの大河ドラマ、これも土佐清水の観光の再生の一つの柱ではないかなというふうに思っております。この3本の柱をしっかりと構築するということで私は100万人観光も夢ではないというふうに思っております。それでその中でも答弁ございましたが、爪白のキャンプ場、新しい観光形態として、この辺も広く発信をしていただき、そして新しい観光づくりをしていただくと。またせっかくこれつくった観光マスタープランですね、もっとみんなにわかりやすく広げていく、そのことが大変重要ではないかなというふうに思っております。それと官民一体観光にはもっと大きな目標を掲げて、市民がわかりやすい、そしてまた市民を巻き込んだ観光プランを示すということが特に必要だというふうに思いますので、ぜひその辺も続けて観光のためにご尽力をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、農林水産課長にお伺いをいたします。

28年の4月、三崎での報告会、大変申しわけございませんが厳しい意見が出されました。道の駅は県外の人が見ても恥ずかしい、何とかならないのか、そこは閉めたらどうかというようなきついご意見が出されましたが、それについて当時の回答をお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

道の駅めじかの里土佐清水は平成26年7月から現在の指定管理者で運営しており、開始以来、鋭意努力してくれておりまして、徐々に利用者も増加しているところです。ご指摘の声を受けとめ、今後も指定管理者と協力してにぎわいのある施設になるよう努力していきますとお答えしておりました。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

(9 番 永野裕夫君発言席)

○ 9 番 (永野裕夫君) そういうお答えをいただいておりますが、今現在、じゃあにぎわいを図るためにどのような努力をし、進捗状況があるのかお答え願えますか。

○ 議長 (仲田 強君) 農林水産課長。

(農林水産課長 二宮眞弓君自席)

○ 農林水産課長 (二宮眞弓君) お答えいたします。

先にこれまでの道の駅の利用者実績数値をご報告させていただきます。平成 26 年度は 7 月からの開始で 9 カ月間でありますので総計では比較できませんが、平成 27 年度は 26 年度と比較して 1 カ月当たりの売り上げ及び人数ともに増加しております。また 28 年度は前年比で売り上げは 170 万円の増で 2,700 万円、人数は 4,600 人の増で 4 万 7,500 人となっております。1 カ月当たりについても増加はしております。しかし議会報告会でご指摘されたことはやはり今でも同じような声を聞きますし、担当としましてももう少し工夫してにぎわいづくりが必要だと感じております。前課長も指定管理者と協議を重ねてこられたようでありますが、施設づくりに投資できる財政的課題も大きかったように引き継ぎを受けております。この 4 月以降、若い職員にも新たな視点での事業提案を立案できないか指示しているところですが、今後何らかの取り組みを始めたいと思っているところですのでご理解いただきたいと思っております。

○ 議長 (仲田 強君) 9 番 永野裕夫君。

(9 番 永野裕夫君発言席)

○ 9 番 (永野裕夫君) 基本的には、運営のこのソフト面の強化ということもですが、それよりこのハード面の施設の抜本的な改装が重点課題になるかというふうに私は思っております。先ほど観光商工課長からもお話があったように、今後竜串は新しい施設が随時オープンしていくわけでございます。この竜串の観光再生事業のお荷物、いわば風評批判のやり玉に道の駅が挙がらないような努力をしていただきたいというふうに思うわけでございます。私個人的には過去に道の駅にも携わった経験もございますが、その当時は大変位置的に厳しい環境であるというふうに思う時期がございました。しかしこれからは竜串が再生事業によっていろいろな形で生まれ変わるというふうに思っておりますので、ぜひこの辺もう一度知恵を出して道の駅を盛り上げていただく方法を考えていただきたいと。今の数字を聞きますと、現在の指定管理者は大変頑張っているんじゃないかなというふうに思っておりますので、これからも道の駅に大きく期待をいたしたいというふうに思っております。

農林水産課長にはもう一つお伺いをいたします。

28 年の、これ下ノ加江での意見でございますが、漁業者の現役は 60 代後半から 70 代前半の高齢者が大半であるため、漁船機器等の取りかえにしても制度の利用ができないと、検討

してほしいという意見が出ておりましたが、そのときの回答をお尋ねをいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

漁船機器導入事業は県単独事業も国が補正予算で行っている事業も年齢制限はありません。ただ、国の漁船リース事業については55歳以下の年齢制限がありますので、必要があれば県とも協議しながら国への要望を含め検討しますとお答えしております。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） その時点でも制度をどのように変えていくのか、変えなければどんなふうにするのかと、県・市と協議しながら、また国を巻き込んだ重要課題だと私も認識をいたすところですが、ではそれから以降どのような進捗状況になったのか、その辺もお聞きをいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

先ほど田中議員の中でもお答えいたしました、18日に行われました山本農林水産大臣、水産庁長官との意見交換会の中でこれらに関する要望をしたところです。

まず漁船機器導入事業につきましては、年齢制限はありませんが予算枠が少ないために希望者がすぐに事業採択を受けられない状況ですので、その予算枠拡大と、現在の補正予算対応だけではなく当初予算措置をしてもらおうよう要望いたしました。水産庁長官のお答えでは、この制度は全国で希望者が多いことは認識されているようですが、即対応は予算面で少し難しいとの回答もいただいたところです。しかし行政だけではなく漁業関係者の皆さんから直接にこの要望ができたことは今回の成果の一つではないかと思っております。なお、引き続き機会を捉えて要望を続けていきたいと思っております。

年齢制限のある漁船リース事業につきましては当日市長が直接要望されました。今後検討していきたいとの回答をいただいたところです。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 説明よくわかりました。現在この土佐清水、漁業従事者の中、近年大変サンゴ漁で生計を立てる方が多いというふうに聞きましたが、サンゴ漁にも少し陰りが見え

てきた。漁業者の中には、その声は、このままサンゴだけではいかんから、メジカ漁や立縄もやらないかんけど、我々は年だから体も古いけど道具も古いと、変えたいけど変えるだけの余力はないというふうなお話を聞きます。皆さん思い出してください、あのキャッチコピー。もう忘れませんか、「さかなのまち土佐清水」。この活性化の一つの、漁業のにぎわいは活性化の一つの根幹だというふうに思っております。漁業が元気でなければまちの活性化はない、これはみんなわかっていることだというふうに思います。だったらこれやっぱり魚をとるためのいろいろな形の施策で協力しなければならぬというふうに思うわけでございます。だんだんとお話がありましたように、魚はとれない、漁師はいない。先ほどのキャッチコピー、「さかなのまち土佐清水」は死んでしまいますね。今、取り組んでおるメジカ産業の再生プロジェクトですか、これもその魚がとれんことには絵に描いた餅になるというようなことと私は思っております。いろいろとだんだんとその今までの経過も聞きましたし、これからの方法論も聞きましたが、しかし何といたしても土佐清水市も何か独自の制度をつくって、その漁師の皆さんが生きるため、また漁業ができるための一つ知恵を出さなければならぬのではないかなというふうに思っております。ですから漁業が生きれば、観光が生きれば清水も生きるということを腹に据えて、またこの辺に取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

それでは危機管理課に、続いてお伺いをいたします。

3点ほどお聞きをするわけでございますが、27年10月、28年4月というふうな形になるかと思えます。まず初めに、以布利分岐の坂と尻貝間に2カ所から山腹にある遍路道へ避難できるように整備してほしいと、避難道の看板もないと。このことについて当時の回答を危機管理課長にお答えを願います。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 要旨をお答えいたします。

当該場所付近の県道沿いは津波の想定浸水深が3から5mとなっており、もし通行中に地震があった場合は山道の一つは途中まで舗装されており、もう一つも舗装はされていないがその山道を利用して上側への避難は可能。なお、道路に被害がない場合は県道を浦尻峠方向に進めば以布利分岐から100mほどの地点で浸水域からは外れ津波の被害を受けない。避難場所への誘導看板は地区と協議の上設置しているが、要望のあった場所のように指定はしていないものの避難可能な場所については現在検討していると回答しております。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） ということでですね。じゃあその後、当然どのような取り組みをなさっ

てきたのかということをお聞きをいたします。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 以降の取り組みとしましては、平成28年春の連合区長会で半島地区より半島回りの県道の浸水域に係る区間の避難場所の確保対策の推進をとの要望をいただいておりますので、その取り組みとあわせて答弁させていただきます。

県道27号線、足摺岬公園線においては、東回りの尻貝の浜から窪津灯台手前、西回りでは厚生町スカイライン入り口から中浜峠手前で津波浸水被害があると想定されており、その対策として自家用車等の使用の場合は地震による道路状況に異常がなければそのまま県道を利用して海拔20mより高い場所まで移動する方法があり、その目安となる海拔20m地点の表示看板を市内全域の国道・県道沿いに設置し、市外からの観光客を含めた通行者に避難区域の意識づけを行う取り組みを現在行っているところです。また、県道から高台に避難する方法としましては、急峻で崩落危険地帯のため整備が困難な場所を除き、県道管理を所管しております県土木と協議を行い、中浜方面では厚生町の西岡造船所付近の山腹へ上る斜路階段2カ所に避難誘導看板を29年3月に設置し、現在工事中の渡し場カーブ付近の斜路階段についても完成後は避難路として活用させていただきます。窪津方面でも尻貝の浜のカーブ付近へ管理道としての階段斜路の設置についての検討も県土木のほうにお願いしておるところでございます。この津呂地区よりご意見のありました以布利分岐付近の対応でございますが、県道の尻貝の浜カーブで海拔は9mでございます。道路面へ30cmの津波到達は27分後となっており、時間的余裕もありますので、このカーブから県道を浦尻峠へ300m進めば浸水域を避けられますので、そちらへの誘導を進めるべく、先ほど述べました県道脇への海拔表示の看板設置を近々行いますので、設置後に広報等で周知を図ってまいります。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 半島の大浜、窪津までの現在の経過と進捗状況を答弁いただきありがとうございます。要するに遍路さんだけではなく人の命を守るということの重要性を今まで以上に認識をしていただいたということが答弁の中で十分伝わってまいりました。本当にそういう意識が高まっているということはおうれしいことだなというふうに思っておりますが、それはそれとして、意見の中には、この知らない土地で初めて歩く道に不安を感じないように対処していただきたいというような思いもあるのかなというふうに思っております。この意見の後、危機管理課の対応が地震・津波の意識が十分変わり対応してきているということ、本当によくわかりました。改めましてこれからも命を守る危機管理の充実に期待をいたしております。そ

して意見の中の海拔表示もさることながら、避難道、避難場所の看板も、そして避難場所の充実ももう少ししっかりとしていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

続いてお伺いをいたしますが、これも2年前の三崎地区の意見でございます。地震が起きた場合、一次避難場所だけでは間に合わない。二次避難場所はどうなっているのか。また、下ノ段のお年寄りなどはとどろき着くのは難しいため車で避難する必要があるというような意見がございましたが、このことについて危機管理課の答えはどうであったかお尋ねをいたします。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 回答要旨をお答えいたします。

下ノ段地区には天満宮と荒神山の2カ所の避難場所があるので、あらかじめ避難する場所を決めておいて避難していただきたい。避難所は三崎地区では斧積に防災拠点施設の建設に着手し、この12月に完成した。しかし災害の規模によっては避難所不足も考えられるため、他地域の避難所や足摺岬のホテル等への避難生活も考えられる。また、避難時の車の使用については、電柱や沿線家屋の倒壊等により道路がふさがれ安全性の確保ができていないので、徒歩での避難をお願いすると回答しております。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） そのような回答をいただいております。では、ざっくりと現在の対応、進捗、経過はどういうふうになっておるのかお答えをお願いします。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 避難空間の拡充につきましては、まず災害発生時の一次避難場所は、下ノ段地区では先ほどの回答で申しました2カ所のほか、下ノ段南部の三崎川沿いの地区住民対応といたしまして、三崎浦地区との共用とはなりますが、五代地北避難場所への避難路を28年度に整備をしております。また、道の駅の上方にあります三崎地区水道配水タンクの耐震改修が計画されており、終了後に避難場所にしたいとの地元の意見も伺っております。二次避難所の確保につきましては、27年12月に先ほどの三崎地区では斧積に三崎地区防災コミュニティセンター完成後、28年1月に宗呂下に下川口地区防災コミュニティセンター、28年9月に市街地に中央公民館が完成、清水小学校が現在体育館工事中、そのほか下川口、三崎に新保育園、また下ノ加江地区に下ノ加江防災拠点施設も建設に向けて動いております。また、市旅館組合とも28年11月に災害時のホテル等の避難場所提供の協定を締結いたしま

した。

以上のように避難空間の確保に努めておるところです。

次に、災害時の車による避難についてでございますが、23年の東日本大震災発生後にも論議をされ、条件、例えば避難場所の駐車スペースであるとか避難道路の安全性、また避難ルール等が整わなければ徒歩避難とするのが望ましいとの方向となっており、本市も道路等のインフラ面が整っていないことより徒歩避難の方向で市民周知を行っております。なお、県も同様の方針でございます。また、この車避難の困難性につきましては、東日本大震災で発生した経験を教訓とし、徒歩避難を原則に打ち出しておる宮城・福島県で昨年11月22日に発生しました福島沖地震により津波警報が発令された際に車での避難による渋滞が各地で発生し大変混乱したとの報道がピックアップされ、全国的な検討課題とされておりますので、その動向も注視しながら今後も検討を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） とても詳しい答弁をいただきましてありがとうございます。2年前とは随分環境が変わっております。防災拠点基地や旅館組合との避難空間の確保など、対応は少しずつではありますが充実をしてきているというふうに思われます。が、いま一度この避難場所、二次避難場所、これについてももう少し掘り下げて詳しいマップの作成とか、またこのことについて二次避難場所はこうなんですというような、丁寧に周知徹底をしていただきたいというふうに思います。今までのこの2年余りの対応というのは大変、私は評価したいなというふうに思っております。あと、今後お年寄りを守る避難方法ですね。車での避難というのはこれはなかなか厳しいというふうに思っておりますので、ぜひ今後、ではどうしてこのお年寄りを避難さすのかというようなことをしっかりと強化対策をお願いをいたしたいというふうに思っております、了といたします。

それともう一つは、この熊本地震の影響で避難所ではトイレに困っている。プールの水をためておくとか男女別のトイレ設置するべきというふうな意見がございましたが、このことについて、これ28年4月ですが、そのときの回答をお尋ねをいたします。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 二次避難所では男女別のトイレ、また女性の着がえスペースの確保を図るように設定をしている、飲料水を除く水の確保についてはケース・バイ・ケースで対応すると回答しております。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） ではその答弁の後、どう対応をしておられるのか、その辺もお伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 二次避難所のうち、近年建設いたしました防災拠点施設、学校・保育園等ではトイレは男女別々にセパレートされており、セパレートされていない施設についてはプライバシーを確保するためにパーティション等による仕切りができる資機材の導入を進めております。飲料水以外の水の確保については、小中学校施設のプールは水を張ったままとし、防火用水としての確保とあわせて行っております。いずれにいたしましても二次避難場所の立地条件はさまざまでございますので、近隣に川や谷があればその水を利用するといったようにケース・バイ・ケースで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 災害が起こってからではなかなか遅いわけでございますから、その前に想定をして訓練をするということもしっかりしていただきたいと。特にこのトイレに関してはとても重要でございますので、想定内の取り組みを特に要望するわけでございますが。

余談ではございますがダンボールトイレというものがございまして、このダンボールトイレの、実はプロフェッショナルがこの会場におりまして、2番田中議員、大変ダンボールトイレにつきましては権威でございますので、ぜひこの辺も踏まえて講習をしていただいたらなというふうに思っております。

それでは続きまして健康推進課長にお尋ねをいたします。

28年の4月、三崎会場の意見でございますが、地域医療の問題で、三崎・下川口方面に医者がいないと。救急車を使っても往復1時間以上かかる中、今後高齢化が進み医療を必要とする市民がふえてきたときどうなるのか。地域医療体制について考えてほしい、安心してお年寄りが暮らせる医療環境をつくってほしいということでございますが、そのときの回答を健康推進課長にお願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

地方における医師不足や地域における医師の偏在が生じており、全国的な問題となっており、高齢化が進む中、このまま医師不足の状況が続けば地域医療体制の維持にも支障を来すことも考えられることから医師確保対策が重要です。市では医師確保の取り組みとして市内医療機関との連携協力による医師専門誌への医師募集広告等、医師確保を目的とした情報発信を行うとともに、本市へ医師を呼び込む取り組みとして医師視察招待等を推進しています。また、高知県市長会等を通じて国に対して医師を安定的・継続的に地域の病院へ配置できるよう有効な対策の実施について要望しています。加えて医師養成奨学金制度、キャリア形成支援等若手医師の定着促進や地域への医師配置の仕組みづくり等、県が行っている医師確保対策と連携し地域医療体制の維持、医療環境の整備等に取り組みますと回答しています。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） この問題は大変深刻な問題でございまして、28年4月その会場で意見が出ましたが、それ以前にもこの問題はクローズアップされております。いまだにその解決方法ができていないという現状でございしますが、これを意見を聞いてその後の取り組み、進捗状況を健康推進課長、よろしく願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

医師確保推進事業として医師の視察を招致することで、本市の自然や観光資源、病院の見学等を体験していただき医師確保につなげる取り組みを行いましたが、これまで医師招致までには至っていません。今年度は本市出身の医師について、区長や各種団体、市内病院関係者から情報収集を行うとともに、大学病院等に医師会長とともに市長が出向き直接医師の招致について取り組むこととしています。また、本市に興味を持っていただいた医師を対象として視察ツアーを行い、市内の魅力をPRするとともに、医療関係者、市長そしておいでいただいた医師との交流会を開催し医師確保に取り組むこととしております。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） ありがとうございます。

今まであらゆる手段を講じて医師確保ということで動いているということよくわかっております。また、この問題は全国的にも、土佐清水だけでなく市町村の深刻な悩みだというふうに聞いておりますし、また市内のこの医療病院でも医師不足が大変深刻だというふうに推察をいたすところでございます。答弁の中にもございましたが、医師会ともう少し踏み込んだ議論を

し、医師不足の解消方法を考えるべきだというふうに考えます。例えばこの医療機関に医師確保特例支援助成金など考えて、病院にドクターをふやす手助けをしていく。そのことによって病院から無医村地区に週何回か勤務していただくことを条件に助成するとかいうような、以前にこれに似たようなことございましたが、それをまた強烈的に行っていくという考えもどうかというふうに思っております。いずれにしろこれは本当に深刻な問題でございますので、官民一体となって医師確保、これをぜひ推進をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、この質問はどうしようかなと思いましたが、時間もございます。そしてまた新課長ということで敬意を表しながら質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

総務課長にお尋ねいたしますが、28年4月の報告会で旭町の保育園前で点滅信号がありますが、近隣のローソン前で事故が多い、そこへ信号機を移動させたらどうかという意見がございまして、その回答をよろしくお願いをしたいなと思います。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

県警本部交通規制課に問い合わせたところ、旧旭保育園前の点滅信号については利用状況等を確認し今後撤去もしくは移動すること等について検討を行うということでありました。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） そういう説明でございますが、その後どういうふうな経過になったのか、ここもお答えを願えますか。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

ローソン付近での交通事故の状況について、清水警察庁舎交通課にお聞きしたところ、平成24年以降、駐車場内での事故が5件、交差点内の出会い頭の事故は1件ということでありまして、特に道路上での事故が多い場所とはなっていないということでありました。前回の質問を受けて県警本部交通規制課のほうで、旧旭保育園前の点滅信号の押しボタンの利用件数について昨年9月1日から12日の間調査を行ったところ、1日平均7.4回であったということです。押しボタン式信号の必要な利用件数は1日300回であり、全国的に利用件数が少ない点滅信号につきましては撤去を行っていることから、今後撤去を検討しているということでありました。ローソン付近につきましても設置に必要な利用件数は見込めないことから設置するこ

とはならないということでした。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 意見の中、ちょうどそのとき結構事故があったということではないかなというふうに思っております。

ありがとうございます。特に現状のこの実態調査結果についてはそういうことになろうかというふうに思いますので、この問題につきましてはなかなか時間がかかるというふうに認識をいたします。県警と話し合い、一番いい方法での結論を期待をいたすところでございます。

続きましてはもう一方、生涯学習課長にお尋ねをいたします。

ことしの4月に出された意見でございます。外国人のお遍路さんが去年からふえてきたと。以布利周辺、窪津までの細かい遍路道の地図があれば助かると、土佐清水全体の細かい英語の解釈がついた地図が欲しいということでございますので、ここはもうそのまま、今現在どういう取り組みをなさっているのか、ぜひ回答をお願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 弘田 条君自席）

○生涯学習課長（弘田 条君） お答えします。

最近外国人のお遍路さんをよく見かけるようになりました。土佐清水市の遍路道は幡陽小学校まではわかりやすいのですが、幡陽小学校から窪津までは新しいバイパスができてからルートがふえ、わかりにくくなったと思います。本来の遍路道は幡陽小学校から旧国道に入りまして、太陽の家からしおさいに出て海岸を通り、伊予駄場を經由して窪津に向かうルートとなっておりますが、遍路道経由であっても市道経由であっても県道経由でも国道経由でも、わかりやすく英語も含んだ案内図作成を考えていきたいと思っております。また、市野瀬真念庵近くに土佐清水市遍路道の起点となる350丁石から38番金剛福寺へ行くまでに丁石がある道が遍路道となっております。この遍路道を含む土佐清水市遍路道の案内図作成も同時に考えていきたいと思っております。いずれにしましても観光商工課と協議して進めてまいります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） 英語のパンフレットをつくっていただきたいということでございますので、対応を考えておるということでございますから、その気になればすぐにできるのではないかなというふうに思っておりますので、素早い対応をよろしくをお願いをいたします。

時間の都合もございますのでこの程度の検証とさせていただきたいというふうに思いますが、

市長、この今までの限られた項目でございますが、このやりとりの中で市長の見解があればお伺いをいたしたいんですが、市長よろしくお願いします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今回の質問については議会報告会からの要望に対する検証ということで、議会報告会については参加人数も少なかったり固定化しているというふうな意見も聞いておりましたが、その議会報告をこのように検証する、また分析する、そういったこの議会の場での取り組み、このやりとりが行われたというのは大変意義深いものがあるのではないかと考えて聞いておりました。本当に7課から12項目、学校給食センター、それからジオパーク、公衆トイレ、観光振興、道の駅、漁船リース事業、防災対策が3件、地域医療、交通安全対策、それから遍路道、本当に多岐にわたる切実な市民の皆さんの声だというふうに思います。その後の対応についても詳しく今、答弁を各課からいたしました。率直な感想といたしまして、市民の皆様からのご意見に対しては庁内で誠実な取り組みができていないかというふうに考えております。改めて永野議員から指摘された事項については、市だけで解決できるものはスピード感をもってやっていきたいと思っておりますし、市だけで解決できない問題もありますので、引き続き国・県への要望活動を粘り強く行い、さらに所期の目的が達成されるように取り組んでまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 9番 永野裕夫君。

（9番 永野裕夫君発言席）

○9番（永野裕夫君） ありがとうございます。

今のような質問、また質疑が、この市政運営に対して少しでもお役に立てばというふうに思っております。そしてまたこの意見を出していただいた市民の皆様も意義があったのではないかなというふうに思っております。皆さんに協力いただいて質問を展開をしましてまいりましたが、この本日のような検証は必要だというふうに考えますが、しかしこのことはあくまでも検証の検証でありまして、議会としての本質ではなく、一議員としての議員活動の一環であるということをご理解を申し上げます。

最後に、市に要望いたすわけでございますが、我々が議会報告会を開催するに当たり、議会報告会の中で市の予算などを説明するわけでございますが、これ本来予算を持たない議会が予算説明をするということはあくまでもただの報告であり、本議会として本質ではないというふうに私は考えます。議会の予算説明の中で議員の説明が執行部と違う説明になるということが起こってしまうこともあり得るわけで、かえって市民を惑わしてしまうことになるというふうに思われます。しかしこのことは議会の問題ですから、議会が考えていくということになろう

かというふうに思います。要するに予算に関しては執行部が市政報告会というものを開いて市民に伝えるということが基本ではないかなというふうに思っております。今後、市長に要望いたすのは、今も時々開催をしております市政報告会を、これをしっかりとした定期に開催し、予算説明を丁寧に市民に説明する。そういう報告会を開催すれば予算の内容が市民にしっかり伝わり、ガラス張りの予算内容というふうになるかと、予算説明になるかというふうに思います。今回の選挙戦では予算にまつわる誤解が多々生じておりました。予算説明は大変そういう意味においても大変必要ではないかな、また大事ではないかなというふうに思っておりますし、また同時に市民の皆さんの意見を吸い上げる場を設けることができる。そのためにはぜひ年間事業の中に市政報告会もしっかりうたい込んでいくということが大変必要だということで要望をいたしておきます。

議会は議会で、この議会報告会のあり方をいま一度検証する時期だというふうに考えております。そういうことを思い、今回の質問を全て終了させていただきます。

○議長（仲田 強君） この際、午食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 大変お疲れと存じますがしばらくおつき合いいただきたいと存じます。一般質問3点通告をしておりますので、どうか執行部の皆さんよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初の首長の免責についての地方自治法の改正についてでございます。

過日、193ですか、通常国会が閉会をしたところでございまして、さまざまな問題が論議をされて、きょうの新聞報道もありましたけども、どうも片がついたような片がつかんやらからんような形で終わった状況のようではありますが、この通常国会の中で地方自治法について何点か改正があったというふうに報じられておるところでございます。1点だけではなく何点かあるわけでございますが、質問通告いたしております首長の免責の関係につきまして、副市長に、どういうポイントなのかお答えいただきたいと存じます。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員ご案内の地方自治法等の一部を改正する法律が、さきの6月9日に公布され、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等に関する条項の改正がございまして、施行につきましては平成32年4月1日から施行されることになっております。

改正内容につきましては、地方公共団体は条例で首長や職員等に係る地方公共団体に対する損害賠償責任について、首長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは損害賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることが可能になったことです。要は条例でそういう条例を制定すれば一定額の免責ができるということになります。条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額については今後国が政令で定めることとしております。また、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとは、一般的には、首長等が違法な職務行為によって当該地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を示すものとされております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 善意でかつ重大な過失がないときというのが大前提になっておるわけがございまして、この住民訴訟というのが、首長に対する責任の問題というのが、これ20年余り以前から全国各地で住民訴訟が起こっておるというふうに言われておるところでございまして、この自治法改正に関係しまして全国紙の何社かが社説で取り上げておるところでございすけれども、朝日新聞はこれは6月の5日ですね。5日の社説で、首長の免責、住民と議会の重い責任というふうなタイトルを書かれております。それから読売ですが、読売は6月の9日に首長対住民訴訟、自治体の緊張感につながるか、こういうタイトルでございす。毎日新聞ですが、毎日新聞ではこれは6月の2日ですね。6月の2日の社説で、改正地方自治法成立、首長の賠償額に上限というタイトルで社説が出ておるところでございす。過去にこれ京都の市長に対しても、市の土地の買収をめぐるという賠償責任、これ判決が出ておるようでして、二審、2005年ですから今から12年前でしょうか、26億円の賠償を命じられて、その一部を支払ったという経過もあるというような新聞報道をされておるところでございす。このように全国各地であるわけがございすますが、今回のこの地方自治法改正に至った住民訴訟というのは、副市長も承知のように神戸市の外郭団体、これ神戸市は大都会ですから外郭団体が昨年の改正ですけれども六十五、六くらいの外郭団体があるようでございすますが、その全てではないようですけれども、そこへ市が職員派遣をする、それに対して給料に対しまして補助金それから委託金という形で給料を含めた形で予算を執行しようとした、そのことに対

して住民から違法ではないかということで提訴があったというのが大まかな経過であると思うところでございます。これ大変、一読しますと私のような全くの素人は手に余るような裁判経過になっておりまして、本来ですと副市長に説明をしてもらいたいと思うところですが、私が仕掛けたものですから、市長にもそうですが、議場においでの方皆さんも十分わかっただけのような説明ができるのかどうなのか大変不安に思っておりますけれども、市長さえわかっただけでしたら、これ市長に対してお願いをする通告でありますから、そういう意味で市長お聞きいただきたいと思っておりますし、細部にわたっては私も十分説明できませんので、資料がありますから、十分その資料もお読みいただいて検討もしていただきたいというふうにもまずお願いをしておきたいと思っております。

先ほど副市長のほうから自治法の改正につきまして首長の免責等々についての見直しの内容説明がございました。自治法の改正は今回それだけではなくて、内部統制に関する方針の策定等というのがあるわけございまして、これも財政にかかってということで大変重要な問題ではないかと思っておりますけれど、これは市町村には努力義務が課せられるということで、特にどうしてもやる必要ということではないというふうにも書かれておるところでございます。

もう一点は監査制度の充実、これも大変重要な問題ですが、今、議選の監査委員を選ぶようになっておりますけれども、条例によってこの議選の監査委員については議会じゃなくてもいいというふうなことが今度新たに改正になったということのようであります。私も監査委員をした経験がありますけれども、なかなかやっぱり素人が監査をするということには大変なれるまで無理があるのかなという経験があるわけございましてけれども、ただ、とはいえやっぱり議会の立場で監査するというのもまた一定意味もあるのではないかとこのように思っておりますから、あながち今回の自治法改正の中にそういうことが可能になったとしても、議会のほうの議選の監査委員を外すということについて、やっぱり一定のやっぱり考慮も要るのではないかとこのように、この点についても思うところがございます。

あと、決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備ということもありますが、これは決算の不認定というのがあったらこれは大変なことになるわけですが、全国ではこれもないということではないのかなというふうに思っておりますが、それぞれいろいろとところがあります。

それからもう一点、これは自治法ではありませんけれども、地方の公営企業法の一部改正というものもあるというふうな報道もあるわけですが、うちは水道とそれからエネルギーと2本あるのでしょうか、という状況ですが、直接今すぐどうこうということではありません。

それから今指摘をしております首長の免責についてもこれは今すぐどうこうということでは

ないということです。

神戸市の裁判についてでございますが、これは神戸市だけではございませんで、大阪の大東市の1件、それからさくら市というのはこれ栃木県のようなのですが、の1件、都合6件についての最終的な最高裁の判決があったということです。神戸市につきましては先ほども申しました外郭団体への人件費に対するそのあり方についての住民訴訟を受けての裁判ですが、これ一次から四次までが年度で支出、同じような内容で支出をしております、その都度裁判を起しておりますということで、内容が四次までほとんど同じです。五次については一次の最終判決、最高裁の判決が決まって2.5億円くらいの首長に対する賠償命令が出るわけですが、そのことを神戸市が履行しなかったということがありまして、それに対して履行せよという第五次の訴訟が住民から起こったというのが大まかな経過でございます。神戸市の事件について、あらましについてご報告を申し上げたいと存じます。

まず一次の訴訟でありますけれど、これは平成18年の4月の5日に平成16年度、17年度分の人件費として支出、外郭団体へ支出した、このことに対する提訴が平成18年の4月5日に神戸地裁へ起こされました。それから始まったわけでございますが、神戸地裁のこの一次訴訟の判決は2億円を首長側が支払いせよという判決です。それを受けて行政側が控訴をして大阪高裁へ行って、大阪高裁では平成21年の1月20日に今度は2億5,000万円の行政側が支払いすべきという決定になっておりまして、それ不服で上告をしたところでございますが、この一次の訴訟について最高裁は上告を棄却をしておりますして不受理とした結果、大阪高裁の2億5,000万円というのが最終判決、決定となったところでございます。そういう経過があるわけでございますが、その間、じゃなくてその後二次の訴訟というのが平成17年度、18年度の分について平成18年の6月の29日、提訴をされております。この訴訟に対して一次の神戸地裁が平成20年の4月の24日に判決が出ておりまして、この判決というのが驚くべき数字でありまして、地裁の判決が市長個人に対して45億5,000万円の支払請求、これは損害賠償請求という形のようにあります。またあわせて市の外郭団体であります18の外郭団体に対して同じく45億5,000万円の不当利得支払請求という形の判決が地裁で出ております。それを不服として今度大阪高裁へ移るわけですが、大阪高裁では平成21年11月27日ですから一年半くらいたってということですね。神戸地裁の判決から。たつてから今回のこの大阪高裁の判決はさらに上乘せをしまして、市長個人に対して55億4,000万円の支払請求、それから19外郭団体に対しては55億3,000万円不当利得支払請求をせよという大阪高裁の二次裁判による判決が出たという驚くべき数字が出ておるところでございます。ところが先ほど一次の訴訟で最高裁の判決、上告棄却で差し戻しになって大阪高裁の判決が最終判決、決定になったということをご報告申し上げましたが、この大阪高裁が平成21年の

11月27日に判決が出て55億4,000万円と55億3,000万円の支払いをせよという判決が出たわけですが、この大阪高裁が21年の11月の27日に出たところですが、この後、神戸市の市議会が平成21年、この前段ですね、この大阪高裁が21年の11月27日ですのでその前段で、神戸の市議会においては平成21年の2月26日に請求権放棄条例、これ派遣条例改正ということでありまして、二次訴訟の大阪高裁の判決が出る前段で神戸市議会が請求権放棄条例、派遣条例改正を可決をし、市長が即刻これを公布したというのが間に挟まってきたところですが、大阪高裁はこの神戸市の請求権放棄条例が制定されたのをわかりながら、大阪高裁は55億円余りの支払いをせよという判決が出ております。

ところが問題はその後です。これを不服として神戸市が上告をするわけですが、ここで大逆転が起きております。この一次の訴訟では住民の訴訟を受けて最高裁も2億5,000万円支払いをせよというふうに決定しておりますが、この二次の訴訟の裁判の経過の中で大阪高裁につきましては55億4,000万円と55億3,000万円支払いせよという決定しておりますが、その後その上告を受けて最高裁はどういう結論になったかといいますと、住民側の訴訟を全て棄却をしたと、二次訴訟において大阪高裁は住民側の訴訟を認めて神戸市の市長に55億3,000万円、55億4,000万円の支払いをせよという結論がありながら、その上告を受けて最高裁は全て棄却をしたということになっております。どういう理由かといいますと、これ平成24年の4月の20日の判決のようで、これ最終判決で確定、上告棄却ということになっておりまして、理由というのは、現判決及び一審判決、一審判決というのは先ほどの55億4,000万円の支払い、賠償支払いせよという命令でしょうか。現判決及び一審判決についても請求権放棄条例の、先ほどの神戸市が平成21年の2月の26日に放棄条例を可決・公布したわけですが、この請求権放棄条例の効力を認定、判断をしていないが、現判決が一審に差し戻したのは裁量の範囲内であるというものであると。ここに確定をし、地方自治法改正の中の地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しへこの二次訴訟の最高裁の最終判決というのが、そういう見直しの今回の自治法の改正へつながっていくという流れになるようがございます。おわかりいただけましたでしょうか。

それで三次訴訟、同じように四次訴訟も、今度は年次が違いますけれども、住民側から住民訴訟が起こされます。ところがこの三次訴訟と四次訴訟につきましては一審の神戸地裁、二審の、今度はその裁判結果が不服で住民側が控訴して二審に行くわけですが、三次訴訟と四次訴訟につきましては神戸地裁も住民側の訴訟を棄却して差し戻しというか、します。それを不服で住民側が高裁へ訴えますけど、高裁も今度は一次訴訟と違って住民側の訴訟を退けるという流れになって、それを不服で最高裁行きますけれども、最高裁はもうけんもほろろで全

く相手にせずという結果というのが今回の神戸市の事件も含めた大東市、それからさくら市の6件の経過についての裁判のあらましがそういうことであった。要は二次訴訟の中で大阪高裁では45億円余りの金を支払いせいと、しかも首長が、市長個人に対して払えと、同時に不当利得団体も同じく両方で90億円余りの金を支払いせよという判決が出たのをひっくり返したというその根拠というのは、債権放棄の条例を神戸市がつくったという経過についてはおわかりいただきたいというふうに思うところでございます。

私は土佐清水市でこういう問題があるかどうか、そういった、わかりません。わかりませんが、外郭団体に対してということだけではなくて、いろいろなやっぱり事業を市はやりしますので、そのよかれと思ってやった事業、それに対して住民の皆さんというのはいろいろな角度で見ますから、それに対して不服で住民訴訟が起こるということは、外郭団体に対する今回の人件費の問題だけ、取り扱いだけではなくて、ほかの事業の中でも見方によってはこういうこともあり得るのではないかというふうに危惧をするところであります。高知市なんかは、よくニュース見えますとオンブズマンが高知地裁のほうへよく数人で訴訟に行くというふうな場面を見かけますけれども、幸か不幸か本市にはオンブズマンがどうもないようにも思いますので、即刻そういうことがあるというふうには思いませんけれども、一つは、きょうあすということではなくて、一定今回のこの地方自治法の改正でそういうことが変わる。これは副市長さっき説明がございましたけれども、政令で一定の枠をはめるというのは年間所得の6倍というのが一応の目安になって、賠償の限度額というのがなっておるというような記載もございます。これ年収の6倍というのは商法の例の一つにとってというようなことのようにですが、そういうこともあって、市長の報酬幾らかわかりませんが、その6倍ぐらい、もしかしたら払わないかんかもわからんという腹をくくってもらおうということも考えておくべきではないかなとも、余談ながら思うところでございますが、この自治法というのはそういう、今回市長にご提言申し上げて検討をお願いしたいというのが、こういう流れがあって自治法改正があったということでございますので、ぜひ意味がわかっていただきましたら市長の見解をいただきたいと思えます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 神戸市のこと、結末を固唾をのんで聞いておりましたが、市長に過失があったとは言えないという判決でほっとしているところであります。ちょっと背伸びを、ちょっとして。本当にこれあり得ることでありまして、このことについては地方自治法も改正になるということでもありますので、この趣旨を十分に解釈といいますか、この武藤議員の質問の前に副市長からいろいろこの法の中身についてレクチャーも受けたんですが、まだまだ十分理

解をしているとは言えませんので、これからまたこの見直し、32年の4月1日の施行ということを知っていますので、これまでに整理をしながら、どういうふうな形で条例制定を行うのかも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 今すぐどうこうということではないということを知って質問の中でも申し上げましたが、これは条例の制定ですから議決権の問題もあります。したがって、先ほど大手の全国紙の社説の件々にも申し上げましたけれども、議会にもやっぱり同じような責任が課せられるわけですし、そういう点では大変重い課題だということに思います。が、やっぱり免責条項がないということになりますと天井知らずということになりますので、そういう点では結果として裁判が住民訴訟で行政側に責任がある、市長に責任があるということになったとしても、支払い可能でないような判決が出て、判決は出たけれども責任を果たせんということになればこれは住民にとっても不幸と言わざるを得ませんから、そういう点では年収の6倍というのが一定政令で決めるという方向のようでありますから、一定そういうことと、議会の議決ということがあって市長が責任を果たすということが市民に対する責任の果たし方、行政の責任の果たし方だということに思いますから、そういう点で検討を願いたいという指摘をさせていただいたところでございまして、ぜひともご検討をいただきたいと思うところでございます。

次に2点目の教育問題についてでございます。

この件につきましては、ちょうど1年前の6月会議で私が、小中学校の教職員の皆さんが大変多忙ではないかという質問をいたしまして、それに対して教育長の答弁もいただいておりますが、きょうの新聞にも出ておりましたのでご案内かと思っておりますけれども、静岡県の吉田町において、吉田町は来年度からということのようでありますが、小中学校の夏休みを最短で10日間に短縮する方針を決めたと、既に19日からということですから一昨日の夜から保護者への説明を始めたというようなきょうの報道があったところです。さまざまな意見が、子供たちがかわいそうやという、sonだけ休みがないようになったら子供がかわいそうじゃないかという保護者の意見もあるというような記事が出ておりますけれども、私が、皆さん、管理職の皆さん、小学校・中学校のときも私の小学校・中学校のときも同じなのかどうかわかりませんが、学校の先生といったら威厳がありまして、昔は。怖かったですよ。当時は地域に教員住宅みたいなもんが余りありませんでしたもんで、民家で、交通も大変不便な時代でしたから、民家を借りてそこで一年中生活して、地域の皆さんと大変身近な関係にあ

ったということもあって、先生に対する尊敬の念、畏敬の念というのは今と同じかどうかわかりませんが、随分昔は高かったのかなというふうに私の経験からしたら思っておりますけれども、今はもうそうじゃなくて、ちょっと違う、教員に対する保護者それから地域の皆さんも含めて認識が随分と変わってきた状況ではないかというのがあると思います。そのことと多忙さというのは関係は直接にはありませんけれども、やっぱり学校のいろいろな授業とか行事とかいうことに対して、教育者、学校と保護者なり地域とというのが、むつみというのが今はほとんど今はないのかなというふうに思っておりますから、そういう点ではいろいろなことが難しい時代に入っていると。これは随分もっと前の話ではないかと思っておりますけれども、そういうことも一定指摘できるのではないかというふうに思うところですが、昨今はまた小学校英語が入ってくる、それから道徳が教科化されるというふうな問題、それからもろもろあるでしょうが、状況というのは教育長、改めて教職員の報告を願いたいと思います。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） まさしく武藤議員が危惧されている状況にあろうかと思えます。そうはいえ、土佐清水市においては一般的な都会で起こっているようなことが全て起こっているのかというものでもないのかなと、まだまだ地区地区でつながりがあったり、そういう行事も協力いただいたりというふうなことは残っているとは思いますが、ただ、近年学校現場を取り巻く環境というのは複雑化あるいは多様化して、学校にやっぱり求められる役割の拡大というのは私も感じております。議員言われるとおりに長時間の勤務の改善ということについては課題になっているというふうに私も認識しております。本市の小学校現場におきましても授業を終えた後にテストや宿題等の点検、あるいは学級通信の作成やら翌日の授業に向けた準備、あるいは保護者への対応など勤務時間を超えた実態が見受けられておるのも事実であります。さらにまた中学校現場のことを申し上げますと、これにプラス部活動の指導があり、また補習の授業等も加わってくるというような形で、小中それぞれ、多少事情は異なりますが、やはり長時間の勤務体系というのは是正するべきだと私も感じております。

先日、中学校のほうに出向きまして学校長とも話しておる中で、俗に言うブラック企業、ありましたね、あの電通でしたかね、ああいう形でのまではいってないけれども、俗に言われるブラック企業に属するかもわかりませんというような学校長のこともあって、帰りのスクールバス等の関係なんかもあって、やはり全職員が残って子供を見送ろうというようなことなんかもあるようでございます。そんなことも相まって長時間労働については改善できるべきところは改善していかなければならないというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 高橋まつりさん、東大出の高橋まつりさんかな、べっぴんさんの、電通。

小中学校の教諭の7割超が週60時間以上勤務というふうな、これはあるシンクタンクの調査ではそういう結果も出ておるようで、特に中学校は87%が週60時間以上の勤務をされておるといふふうなデータもあるという報道でございます。今、政府が働き方改革というのをやっております、いろいろなことを論議されておりますけれども、雇う側と働く側との立場が違いますからなかなか折り合いが付きにくいというふうな、これはいつものことですが、あるような報道もあるわけございまして、その働き方改革というのもこれは学校についても例外ではないと。本来、学校教員というのは聖職者扱いみたいなのが昔ありまして、教員は労働者やないと、聖職じゃというような話が当時何十年か前にあったこともあるわけです。今でも残業手当じゃなくて一律何%、基本給の4%ということでは何時間働こうと、結局働くまいと働こうと4%の残業手当分として出されちゃうということがあるようございまして、働き方改革をするということであれば学校とて例外扱いしてはならないというのが大原則であろうと思います。今、教育長からいろいろと説明をいただきました。学校の先生の長時間労働の実態、これ改めるといふことについては学校長自身が自分とこの学校の教師はどういう働き方しよるのか、どの教師は朝何時から来て、退校といふのかはどのような実態なのか、それが週にどうなのか、月にどうなのかといふことを余り把握をしてないといふようなことが言われておるようであります。清水中、そうでなかったらええのですが、全体としてはそういう状況だといふことのものでありまして、ある研究者によりますと学校といふのは労働時間の無法地帯やと、学校教育課長、といふ言い方をする研究者もおると。これは対岸の火事ではなく他山の石でもないといふことを、いじめの問題についてもそうですけれども、自分とは関係ないですよといふことではないといふことをしっかりご認識をいただきたいといふふうに思うところであります。

これは昨年の教育長の答弁でもいただいたと思っておりますけれども、高知市が文科省のモデル指定を受けて教職員の負担の軽減について検討を始めるといふことがこの6月議会に予算化されたといふ報道がございました。3校ですね。3中学校をモデルとして行うといふことございまして。大変結構ございまして、教育長の答弁でもありましたけれども、授業だけではなくクラブがついてありますから、土日も含めて全く休みなしと、これクラブの問題といふのは本来のクラブ活動という押さえで一定の基礎的なことで時間をこなすとそれでよしといふことでは

なくて、いろいろな保護者の要望ですとか、特にスポーツなんかやって対外試合になんかなくてきますとどうしても勝ち負けにこだわってくる。そうするともっと練習せんと勝てんじやないかみたいなことが現場で起きてくる、勢い時間が延びてくるというふうなことがこれついて回りますから、そのこのところをどうやっぱり仕分けをして教職員に負担をかけんようにするかというのが大変難しい問題だと思います。それでクラブを教師じゃなくて外部からという意見もあるようですが、なかなかそうすると、そのことで教育の中のクラブという位置づけが、全然教育者でないその道のプロをその時間だけクラブのために雇い込んでくるということが教育の観点から見たときに本当にそれでいいのかみたいな側面も出てくると思いますので、大変難しいであろうというふうに思いますけれども、そこは頭脳集団の集まりですから、教育の皆さんというのは。ぜひ高知市がモデル的にやるということですが、平たく言いますと金を出して、もうちょっと人間もふやして、やれと。ゆとりのない中で教科はふえる、やることはやれみたいなことで、金は出さんという実態が今の状況じゃないかと思えますから、そこをどう風穴をあけるかということですから、金さえ出しゃあ大方解決するのじゃないかというふうに思いますので、そのためには例えば今の土佐清水市内の清水中学校、それから各小学校がどういう状況なのかということをまず調査をして、それをしっかり認識した上で、これは制度の問題ですから市教委だけで解決できると思っておりますので、いろいろな、例えば幡多なら幡多、県下なら県下、四国なら四国、そういうしかるべき場所、会合等において本市の状況もこういう実態やということで、他の教育行政と一緒に制度の改革を国のほうへ働きかけていく、これが大事ではないかというふうに思うわけですが、教育長のご所見をお伺いしたい。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

各校長は本市におきましては職員の状態を把握していると思われますので、よろしくご理解いただきたいと思えますが。

給特法の関係によりまして今その時間外労働についてはないんだよっていうところですが、4%の一律のものが支給されております。議員ご指摘ではその範疇ではないのではないだろうかというご指摘だと思います。まさしく本当に部活動のことも、そういう保護者要望のことも、また部活動に限定して言いますと勝ち負けのことも後ろについてきたりして。ただし幡多地区ではその部活動については、水曜日というのが一般的に学校は職員会議を予定しております。そのときに当然、全職員が職員会議に集まるわけですので、指導者として職員は子供たちにつけません。そういった危険性もあるし、子供たちの休憩の時間帯も要るのではないかと、週1・2ぐらいは子供たちも休まずべきであろうし、先生方も休まずべきではないだろうかとい

う議論の中から、幡多地区では毎週水曜日を子供たちは休みと、先生方もそのときにはもう、先生方の軽減にはならないかもわかりませんが、職員会議に集中して、子供たちのクラブも気になる、職員会議もするというのはやめて、やろうということで、幡多地区一律、もうここで平成20年ぐらいから始まったと思うんですが、やっております。2日目も取り入れろいうようなことで、清水中学校においては2日目も取り入れ出した部活も一、二出てきているようです。そういったようなことと、今、議員の問いについて全体的な回答、答弁を今からさせていただきますと思います。

文部科学省においては教員の長時間勤務について問題があると、解消のために改善に取りかかっており、勤務時間の削減策や学校に必要な職として業務アシスタント、あるいはスクールソーシャルワーカーの配置、外部人材の活用など、学校現場における業務の適正化に向けた検討がなされております。高知県教育委員会におきましては教員の業務負担を軽減し教材研究や子供と向き合う時間を拡大するために、業務改善や教員の多忙化解消の重点モデル、先ほど議員もおっしゃられたケースだと思いますが、地域を指定し、教員と学校事務職員の効率的な役割分担のあり方等について研究を進めております。また小学校の英語科あるいは道徳、特別な教科道徳、これ来年から始まるわけですが、今、教科書の採択をしているところです。の実施、主体的・対話的で深い学びの実現ということで、次期学習指導要領への対応を行うために実践的な研究を行う研究校を指定して研究推進のために教員配置をしているところであります。高知県下11市の教育長で組織した高知県都市教育長協議会におきましても、教員確保による教職員の負担軽減を図るために少人数学級編制や加配定数の堅持、また小学校外国語教育への支援員の配置などについて高知県教育委員会へ要望も行っているところであります。本市におきましては校長会などの意見を聞いた上で特別支援教育支援員や学校事務職員、学校図書館支援員等を配置して教職員の多忙化解消などを図っており、今後におきましても議論の動向を注視し、本市教育現場にどのような支援が必要なのか、できるのか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 了解しました。

学校の先生が忙しいというのは、先ほど英語の小学校からの導入、それから道徳教育の教科化等もありますし、また本市は来年度から給食も始まりますから、そういう点も含めて学校の先生がそのことは仕事がふえるのは間違いないことですので、余りに仕事に追いまくられますと、一番大事な子供に対してどう対応するのかということがおろそかになって、これは時間が

24時間しか与えられておりませんから、その中でやっぱりそれ以上のことをするという事になってくると、これは必然的に無理が生じてきます。その忙しくて時間がないということは、結果としてしわはどこにくるかといったら子供にきますので、そういう観点でぜひ検討を願いたいし、制度の改革もお願いしたいということをお話ししていくところでして、ぜひとも対応をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に教育勅語です。これはこの通常国会、大變物議をかもしました安倍総理夫人昭恵夫人の名誉校長でありました森友学園での幼稚園児の教育勅語の暗唱、びっくりしましたよね、あれ。今どきあるのですね、ああいうのが。あれを受けて閣議決定というのがございまして、教育勅語については憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定をされないというような、これ国会議員の趣意書とか質問趣意書に対しての閣議決定をした答弁というのがこういうことでして、教材として使っても構わんという閣議決定、驚くべき内容だと思ひます。

ご承知のように、教育長、教育勅語につきましては戦後1948年に衆参の両院において排除・失効の決議をしておるということはお案内のとおりでございますが、よもや教材化はしないでしょねというお尋ねでございます。答弁をお願いします。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

学校における補助教材の扱いにつきましては、平成27年3月4日付で文部科学省初等中等教育局長名で通知がありまして、留意事項として教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には特定の事柄を強調し過ぎたり一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないこと。などと示されております。教育委員会において処理する事柄の一つに教科書その他の教材の取り扱いに関するものと規定されております。現時点で教育勅語の教材化について議論に上がっておらず、市教育委員会で議論がなされてはおりませんが、今後そのような提案があれば歴史的経緯や文科省の通知などを説明した上で教育委員会で論議してまいりたいと考えております。

また現在、土佐清水市を含め幡多地区で使用されている教科書はそれぞれの教育委員会の意向を聞いた上で幡多地区教科用図書採択協議会において採択したものを使用しており、幡多地区は全6市町村同じ教科書を使用しております。市町村で教科書も採択できるわけですが、幡多地区においては幡多地区内での子供たちの移動等も考えた場合にそれがベターでな

いかということで、幡多地域での採択という方法をとっております。そういうことでありますので、今後幡多市町村教育委員会連合会の教育長会の中でも教育勅語の扱いについて議論を深め、また参考にさせてもいただきながら決定していきたいと思っておりますが、事例事例、この場合一口でなかなか、どのように子供たちに提示して何を目的にどう使用するのかという事例事例のこともなるかとも思いますので、そのことも十分議論しながら決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 了解しました。賢明な教育長ですから、過ちの、誤りのない対応をしていただけたらと思っております。

私、先ほど森友学園のところで安倍総理大臣夫人の昭恵さん、名誉校長、名誉副校長なのかな、校長じゃないのかもわかりません。名誉副校長かもわかりませんが、もし名誉校長というふうに発言があったら訂正をお願いしたいというふうに思うところであります。

次の頑張れ下川口家についてであります。これは先日細川議員にうまいところをやられてしまいましたからもう何も聞くことはありません。よくわかりました。ありがとうございました。ただ1点、私がこの質問を通告したのは高知新聞の5月の26日の声広場の中に投書がございまして、頑張れ下川口家というタイトルで、森川廉さん72歳自由業高知市三園町という方の投書が出ております。ご本人に連絡はとっておりませんが、多分私のよく知る方ではないかというふうに思っております。大変この記事、私も読ませていただきましたけれども、やっぱり本市を離れて市外・県外へ出ている方がああいう催し物を見ると大変喜んで、それこそ元気が出るということがまさにこういうことではないかというふうに思っております。今後2回、3回と、半年に1度、できれば1カ月に1回ぐらいやってくれというような内容の投書でございまして、最後のむすびが、ぜひとも期待します。ずっと声援しています。頑張れ下川口家。というむすんでおるわけですが、昨日市長、細川議員の質問に対して市長から答弁がありましたが、県の事業を受けて3年間で6,000万円という金が入ることです。そういう点では大変、ここ1年はまあまあそれを元手にしながら事業を進めてくるということでもありますけれども、先はどうするかということも当然かかってきますし、細川議員の質問の中でもありましたように、地域のことは地域で片づけるという発想もありましようけれども、地域では解決できん問題というのがいっぱいあるわけですから、そういう地域ではなかなかここに合わん、解決ができていく問題というのも、行政も含めて、他の集落の皆さんからどう援助を取りつけるのか、その仕組みをどうつくっていくのかということが今後

永続して事業を進めていくについては大変、金の問題もそうですけども、そういう点が大変重要ではないかと思うところでありまして、改めて市長にそのことも含めて、今後どうこの下川口家を発展継続させていくのか改めてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） もう地域、下川口の皆さんの下川口を盛り上げろと、元気にしようという熱意を十分感じております。ですからその熱意に十分応える、そういった取り組みをしたいと思っております。今、地域おこし協力隊1名配置をしておりますが、これに加え集落活動支援センター専門の隊員もこの4月より配置をしております。それに加えて今の担当は企画財政課なんですけど、やはり庁内の各課がバックアップしながら庁内を挙げて支援をしていくということも必要であると思っておりますし、必ずこの下川口家の集活センター成功させて、この熱といいますか機運を、あと三崎、下ノ加江、そしてもう1カ所、4カ所、この総合戦略の中では4カ所位置づけておりますので、これが目標を達成するように頑張っていきたいと思っております。今後のこれから先がどうなるかということなんですけど、一過性に終わることなく、やっぱりこの活動自体を地域みんなが盛り立ててそして応援団となって支えると、そういう仕組みもしっかりとつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） ありがとうございます。そうですね、下川口だけではなくやっぱり市内一円で、清水市街地もそうですけど、やっぱり旧町でそういう形をしっかり根づかせていくということが大事ではないかと思っておりますし、そういう点では今度市長選挙で起債、借金が多いという指摘を受けまして、いろいろ批判もありましたけれども、それは事業すればついて回るものですので、それはそれで結構ではないかと思っておりますし、2期目の市長、泥谷市長でよかったというようにぜひ今後も頑張っていただきたいというふうにエールを送って質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（仲田 強君） 以上で、通告による一般質問は全て終わりました。

一般質問を終わります。

日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

市長提出議案第29号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第37号「負担付き贈与の受納について」までの議案9件につきましては、お手元に配

付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の日程は、予算決算常任委員会は6月22日午前9時から、総務文教常任委員会は6月23日午前9時から、産業厚生常任委員会は同日午後2時から開催いたします。

各委員会は、6月28日までには、各案件の審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

次に、同意案第1号 固定資産評価員の選任については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月28日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時00分 散 会